

「父母の離婚等における子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関する法律案」への意見【10.10 現在】

コメントを寄せてくださった皆さん

水野紀子（東北大学法学部教授）、西希代子（慶應義塾大学大学院法務研究科）、酒井道子（臨床心理士）森田ゆり（エンパワメント・センター代表/子どもの人権アドボケート）、周藤由美子（ウィメンズカウンセリング京都）、郷田真樹（弁護士）、松浦恭子（弁護士）、佐藤正子（弁護士）、加茂登志子（医師）、戒能民江（お茶の水女子大名誉教授）、打越さく良（弁護士）、高田昌代（神戸市看護大学教授（助産師））、平井正三（御池心理療法センター代表、セラピスト）、有園博子（兵庫教育大学大学院教授）、手嶋昭子（京都女子大学法学部）、榎木京子（博多ウイメンズカウンセリング）、友田明美（福井大学子どもこのころの発達研究センター）、鈴木江三子（兵庫医療大学教授）、鈴木朋絵（弁護士）

面会交流等において子どもの安心安全を考える全国ネットワーク

「親子断絶防止法案」への危惧

東北大学法学部教授

水野紀子

「親子断絶防止法案」の立法に反対する。最大の理由は、現在の日本社会の抱えるもっとも深刻な課題のひとつである、児童虐待への悪影響が大きすぎるからである。

成長過程にある子が両親と交流できることが、抽象的には追求すべき望ましい目標であることは間違いない。しかしこの目標を追求するためには、同時に加害を加える親から子を守ることでできる実効性のある防御が、車の両輪として不可欠である。もしその防御がないままにただ面会交流のみを追求すると、子の被る被害は甚大なものになる。現在、審議されている親子断絶防止法案は、加害親から子を守る手段を具体的になんら設計しないまま、面会交流を機械的にすすめようとするものであり、立法された場合の悪影響が、非常に危惧される。

日本社会は、西欧社会と比較して、孤立した家族への社会的介入が著しく遅れている。民法の親権法は、フランス民法の親権法をモデルにして立法されたが、親権濫用に対して介入する点では、フランス法のように機能していない。現在、フランス民法の定める親権制限判決(育成扶助判決)は、年間約10万件下されており、年間約20万人の児童が育成扶助の対象となって、その親権者は児童事件担当判事とケースワーカーの継続的支援と監督を受けている。日本

の人口はフランスの倍であるから、パラレルに考えれば、日本では40万人の児童が司法と行政の保護のもとにあるはずである。しかし実際には、たとえば平成25年度の数字で、日本全国の判決数は、親権喪失6件、親権停止29件、児童福祉法28条による児童福祉施設入所許可認容277件にすぎない。

かつての日本社会のように、大家族や近隣社会の交流が密であれば、家庭内の人権侵害や暴力行為に対する歯止めをかける周囲の力が働く一定の社会的安全弁があり、子は加害者以外の大人との交流で人間らしい共感を受取る能力を培える。しかしこの数十年で大家族や地域共同体の力が急速に失われてしまい、閉ざされたコンクリートの箱の中で孤立して生活する家族には、暴力からの安全弁がなくなっている。児童虐待対応の遅れの弊害は現在の被害としてのみならず被虐待児の成長後の将来に深刻に現れる。児童虐待はエスカレートしがちであり、死亡事件は後を絶たない。無事に生き延びた場合も、被虐待児の脳は傷つけられており、適切な救済と治療がなされないと、成人した後、本人にも社会にもダメージをもたらす深刻な後遺症が残る場合が多い。たとえ子自身が肉体的暴力を受けなくても、DV曝露は深刻な児童虐待であり、暴言虐待と並んで、子の脳の成長を損傷する度合いは、肉体的虐待やネグレクトよりもむしろ大きいといわれる。将来の日本社会が児童虐待の後遺症故に支払うコストは、児童虐待救済にかかる現在のコストとは、比較にならない多額となると試算されている。

離婚後の共同親権や面会交流の実践を行っている西欧諸国の法と日本家族法との間には、構造的に大きな違いがある。その構造を認識せず、親子の交流部分のみを取り上げることは、致命的な失策を招くだろう。

「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」(ハーグ子奪取条約)の批准が困難であった背景には、共同親権者間のトラブル、とくに両親間の子の奪い合いに対する、日本と外国との制度設計が全体的にまったく異なっていることがあった。この条約を締結することが当事者を相互に自国内の制度に乗せる約束を意味するだけですむ欧米諸国とは異なり、日本では、その体制がそもそも国内にないのである。

日本の家庭裁判所の手続の実態は、現状を変える力をもたない、比較法的にはきわめて無力な特殊なものである。たとえばDV被害者である妻が救済を求めてきたとき、家庭裁判所は彼女の求める救済を提供することができない。接近禁止命令は逃げる機会を確保するのみで、妻が自力で別居して、一定の年月の実績を作ったときに、法的に離婚を宣言するだけである。欧米諸国の裁判所であれば、夫にただちに別居命令を出し、妻子の生活が成り立つように夫から養育費を強制的に取り立てるであろう。つまり裁判所に申し立てれば、救済は与えられる。その前提で、子を連れて逃げるという妻の自力救済が禁じられる。日本法では、財産法の領域では、判決と強制執行による救済を前提に自力救済の禁止が確立しているが、家族法の領域では、そうではない。DV被害者の妻は、自力救済しなければ救われず、彼女に残されているのは逃げる

自由だけである。日本法の現状では、彼女の逃げる自由を減殺するような、つまり子どもを連れて逃げることを封じる方針をとるべきではない。現状でも、養育費の債務不履行に刑事罰をもつ欧米諸国と異なり、日本では、経済力のない妻は、子に教育をつけるために、暴力のある家庭にとどまり続けるのである。

このような特殊な家族法は、明治民法に由来する。明治民法は家族を「家」の自治に委ねて極端に公的介入を廃した家族法であった。そして戦後の改正も、この基本的性格を変更するものではなく、「家」の自治から当事者の自治に委ねる書きぶりに変更されただけであった。すべての離婚が裁判離婚である西欧法と異なり、日本の裁判離婚は、全離婚数のわずか1%である。それが貧弱な司法インフラでも日本家族法がなんとかしのげてきたひとつの大きな理由であった。そして裁判所に現れるような離婚事件は、高葛藤事件ばかりであり、高葛藤ケースにおける面会交流の紛争は、実質的には、児童虐待の問題と重なる。DVは家庭内における支配の構造であって、被害はきわめて深刻であり、被害者は極度の緊張下で過ごし、自己の尊厳を根こそぎ奪われる。加害者は、とかく加害者である自覚を持たず、被害者も、たとえ逃げ出した後も深刻なPTSDを病む。しかし日本の家裁実務は、家庭内における暴力の深刻さにふさわしい手続になっていない。当事者のパーソナリティの偏りや精神的暴力の有無などは、専門的な訓練を経たプロフェッショナルでなければ正確に見抜くことはできない。一見したところ、家庭内暴力の加害者は社会的

地位があつて理性的で安定した印象を与え、暴力の被害者のほうが不安定な精神状態を示すことも少なくない。西欧諸国では、精神科医や臨床心理士などのプロフェッショナルが親の生育過程、つまり親の親の状況まで詳しく調べる体制をとる国もある。日本の家庭裁判所では、調査官がこの立証過程をカバーする存在であるが、現状では短時間の調査官調査にはさまざまな限界がある。まして調停委員は、そのような訓練をまったく受けていない素人である。家族法領域において法の保障がない欠陥は、社会の輪のもっとも弱い部分、とくに子に被害が集中する。

私は、法制審議会の親権法改正を担当した部会において、面会交流を明示した民法766条の改正を提案した者であり、面会交流にはむしろ積極的な立場をとっている。被害者への支援や援助が圧倒的に足りない現状から、公権力が家庭へ介入し、子どもの福祉を見極めて両親間の紛争を解決する方向に一步でも進めるべきであると考えている。児童虐待という病理に対する正しい対応方法は、虐待親を処罰することではなく、親を支援して親子を共に救済することであるからである。しかしそれは安全な面会交流を実現する手厚い支援を進めるべきであるということである。専門家によるサポート体制もなく、ただ面会交流を当事者に義務づけるだけでは、弊害はあまりに大きく、児童虐待の現状を固定化し、より深刻化するだけとなるであろう。

西 希代子

(慶應義塾大学大学院法務研究科)

「父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持等の促進に関する法律案」は、子の利益の観点から親子の関係維持の促進を図ることを目的とする点では、意義深いものと考えます。しかし、その内容については、さらに検討の余地があるように思われます。特に、次の3点を懸念いたします。

① 子の意思、個別の事情等への配慮が足りない

法案では、たしかに、子の利益を重視する姿勢はうかがえるものの、離婚後の子と非監護親との継続的な関係の維持が常に子の利益に資することが当然の前提とされています。虐待等があったケースも含め、親子の関係は多種多様です。第9条において「特別の配慮」の可能性が示されていますが、その配慮の内容は必ずしも明らかではありません。

何よりも、成長段階において変化しうる子の意思の尊重等、子の側の事情に言及されていない点に疑問を感じます。

法案が、非監護親の利益ではなく、子の利益の実現を第一の目的とするのであれば、これらへの配慮は欠かせないはずで

② 現段階では、安全・安心な面会交流等実施の基盤がない

法案では、子を監護する父または母は、離婚時の面会交流の取り決め(6条)、面会

交流の定期的な実施（7条）等に努めなければならぬものとされています。しかし、現段階では、これらを円滑かつ有効に行うための基盤が整っていないと言わざるを得ません。

面会交流等、子の監護に関する取決めは、諸外国とは異なり協議離婚が主流の我が国では、夫婦の金銭力・肉体的力の差がその内容に影響を及ぼしているのが現状です。法的知識がある公平な第三者の支援が受けられる機会は限られています。

また、面会交流の実施も、基本的には当事者に委ねられており、何らかの事情で離れることになった（元）夫婦が子を常に安心・安全に交流させることは、容易ではありません。家庭問題情報センター（FPIC）による面会交流援助は極めて貴重な活動ですが、付添いなどの援助にも1回数万円という高額な費用がかかります。無料で支援を行う団体も増えていますが、地域格差等の問題もあり、誰もが気軽に面会交流援助を受けられる状況ではありません。法案の中では、国・地方公共団体による支援（6条2項・3項）や人材の育成（10条）がうたわれていますが、その程度、実効性は明らかではありません。

② 養育費不払い問題が見逃されている

現在、離婚後の養育費不払い問題の解決が喫緊の課題となっています。養育費の不払いが子の貧困の一因であることは広く報道されているところですが、3月の国連女子差別撤廃委員会の最終見解においても、子の福祉の観点からこの問題が取り上げられ、財産分与の規律の明確化等とあわせて勧告がなされています。

法案において養育費への言及が乏しいのは（6条のみ）、面会交流の促進を主な柱とする法案の性質上、やむを得ないのかもしれませんが、国際的な視点からはもちろんのこと、国民の目から見ても、やはり、物足りないのではないのでしょうか。

また、法案が立法化され、面会交流が非監護親の当然の権利と捉えられるようなことになった場合、面会交流と引き換えでなければ養育費の支払いに応じないという主張がまかり通るようになることを恐れます。子の利益の観点から最優先とされるべき養育費不払い問題への対応が進まない中で、本法案が先行し、面会交流のみが強調されることに不安を感じます。

酒井道子 臨床心理士

親の離婚に至るプロセスで子どもは深く傷つき、離婚後も苦しみ続けます。離婚後の面会交流について子どもの気持ちを聞いてください。気持ちを抑圧したり言葉で言えない子どもは問題行動や身体症状で表します。これは物言えぬ子どもの心の叫びです。大人に気持ちを理解してもらえたと感じた子どもは大人への信頼感を回復させることができます。人を信頼する力こそ子どもが傷つきから回復する第一歩です。どうぞ子ども自身の心の声を聴いてください。

森田ゆり

(エンパワメント・センター代表/子どもの人権アドボケート)

虐待、DV の被害を受けた子どもの支援に、米国と日本で 30 年余り携わってきた立場から、この法案に強く反対します。

法案の目的に「子の最善の利益に資することを目的とする」とありながら、面会交流における子の安全と安心を保障する法的な仕組みの設計が一切なく、まるで離婚した親のどちらか一方の利益のために作られた法案のようにすら読めます。

「児童虐待、DV の事情がある場合には、特別な配慮がなされなければならない」との一文があるだけで、その具体的な方策がない面会交流の法的強制は、虐待や DV の被害を受ける子どもの数を今後一層増大させるものにほかなりません。

日本は、虐待、DV から子どもの安心安全を守る法的仕組みがまだあまりに不十分です。DV 被害者と子どもを加害者の暴力から守る法制度も不十分であり、虐待した親、DV 加害者の回復プログラム受講命令の法制化すらされないままです。虐待、DV から子どもを守るための最低限の法制度が整っていない状態で、面会交流の定期的実施を強いるこの法案が「子どもの最善の利益」にもたらすダメージはあまりに大きいものとなることでしょう。

カウンセリングの現場から

周藤由美子

ウィメンズカウンセリング京都

DV でやっとなげることができて離婚手続きの中で加害者から面接交流の要求があったときなど、被害女性や子どもにとっていかに危険で不当なこととなりうるかを知ってほしいと思います。

以下のような現実があります。

- ・DV 加害者はたどえはつきりとした身体的暴力の証拠があっても自分がDV をしたとは認めません。加害者カウンセリング専門家のランディ・バンククロフトらも、著書『DV にさらされる子どもたち』において、「加害者は、相当な証拠を突きつけられても、自分の暴力を全面的に告白することはまずない」と指摘しています。

- ・身体的な暴力以外のDV も深刻な後遺症を及ぼしますが、裁判所等では客観的にわかりやすい身体的なDV しかDV と認めない傾向があります。

- ・2004 年の児童虐待防止法改正により、面前DV は心理的虐待にあたりと規定されました。このことに関する社会的な認識も高まったためか、ここ数年、児相への通報件数が急増しています。報道によると、この9月15日に警察庁が発表した統計では、全国の警察が今年上半期（1～6月）、虐待を受けているとして児童相談所に通告した18歳未満の子どもは2万4511人に上り、最も多かったのは心理的虐待の1万6669人で68・0%を占め

た。特に心理的虐待は約5割増で、中でも、子どもの前で配偶者らに暴力を振るう「面前DV」の増加が目立ち、約6割増の1万1627人だったということです。

・面前DVなどの心理的虐待の子どもへの後遺症は深刻で脳への影響なども報告されています。『講座 子ども虐待への新たなケア』（杉山登志郎編著）所収の友田明美（福井大学子どもこころの発達研究センター教授）の論文によると、「DVに曝されて育った小児期のトラウマが視覚野の発達に影響を及ぼしていることが示唆された」と報告されています。

・DV被害者が逃げようとするときに最も激しい暴力を加えられ、場合によっては殺される危険性も高いので突然家を出ることは止むを得ない選択です。

・面接交流について子どもが拒否しても、「母親がそうさせている」もしくは「母親の意向を気にして本当は父親に会いたいのになんか言えないのだ」という先入観で判断されることが多く、子どもの意思が尊重されません。

（子どももはっきり嫌だと言っているのに認められず怒っていたりします）

・家裁の調査官による調査では子どもが父親のことを口にただけで父親に会いたがっていると判断することもあります。

・面接交流を利用して（子どもを使って）、いつまでも（元）妻をコントロールしようとする（それが目的の）加害者も多く、妻や子どもがDVの影響から逃れることができず苦しんでいます。

（本当に子どもに会いたいと思っているのか疑問という場合も多い）

郷田真樹

弁護士 福岡県弁護士会所属

本法案については、

①離婚後の親子の関係のうち、継続的な親子関係が子の健全な成長及び人格形成のために重要と言いうる親子関係が、何%ほど存在するのか、そもそも前提となる社会的事実が全く不明確であること

②子の意向の尊重が全く念頭におかれていないこと、③養育費支払義務があまりに軽視されており面会交流とくらべてのアンバランスさが著しいこと、④面会交流の実施がしばしば非監護親の非協力ないし攻撃的言動などによって妨げられていることを全く念頭におかず、監護親にのみ義務を課していること等、実務家からみて、到底、現実社会に即していないと思われる条項が多く、到底賛同し難い。

松浦恭子

弁護士 福岡県弁護士会所属

そもそもこのような法律を制定する必要を基礎づける立法事実としてどのような事態を認識しているのが疑問がある。

仮に父母の離婚後、交流が実施されていない事案があるとして、個別の事例についての背景や経緯を踏まえず、国が一般的に継続的交流が子の最善の利益に適うとして法律を制定することは国民生活に対する過度の干渉である。

また、2条は理念として子どもの権利条約を掲げながら、全体として子の意見表明権、参加の権利について何ら言及されておらず、他方で「子の最善の利益」の内容を一方向的に決めつけるかのような表現振りとなっており、適切ではない。

更に6条7条は、国が家族関係について、個別の事情を超えて、「父」「母」に対して義務を課す内容となっているが、このような義務づけ規定を含んだ法律を制定することについて重大な疑義を感じる。DV防止法ですら、国民個々に対して「暴力を振るってはならない」などの義務付け規定を設けていない。

8条で地方公共団体が提供する情報について、子の居所に関する情報の除外が明記されておらず、9条の特別の配慮規定では大きな不安が残る。

佐藤正子 弁護士 滋賀県弁護士会

DVについてたとえ客観的な証拠がなくとも、一刻も早く配偶者と別居すべき人はたくさんいます。

心身に有害な影響のある言動のないままの別居は少ないと思われまます。子どもにとっても暴力や暴言は虐待となります。

別居を妨害することともなりえる8条は削除すべきです。

9条に基づく配慮はゆるやかに認められるべきであり、別居が先延ばしにされることにより、子どもや被害者の心の傷が深まることは避けるべきです。

加茂登志子 医師 東京女子医科大学

まだ全文を読んでいませんがDV被害母子を見る立場で臨床上一番気になっている点について以下にメモしておきます。

DV離婚裁判中、別ラインで夫側から子の面会交流に関する調停や裁判を起こす事例は多々あり、現時点では調停でも裁判でもほとんどDVという事実はスルーして圧倒的に子どもを「父親に合わせる」方向で動いています。

子どもと父親を合わせるかどうか決めるために、事前に裁判所から調査官が派遣されます。数年前までは子どもの言動行動を見て合わせるのは時期尚早との報告書を書いた調査官もいたように思いますが、今はほとんど裁判所（国）の方針通り「面接可能」の報告書になっているようで、大変危惧しています。調査官から面接可能との報告書が出て、試験面接と称して父親と子どもが面接した後、おねしょがひどくなってオムツがまた取れなくなったり、不登校になったりする、すなわち精神健康状態が悪化する子どもたちを見るからです。調査官はいったいどのような研修・実習を受け、臨床経験があるのか私には知る由もありませんが、裁判所で彼ら彼女らを雇い入れ、囲って研修しているのであればおそらくかなり偏った教育を受けているのではないのでしょうか。

面会交流させた後に子どもの精神健康状態が悪化し、学校や社会適応が悪くなった

場合、いったい誰がその責任を取るのかが現状では全く不明確だと思います。報告書を書いた調査官なのか？ 裁判所なのか？ それとも面会した父親なのか？ 子どもの精神健康状態や社会適応を面接のプレポストでしっかり客観的に観察しない限り、このような不幸は起こり続けると思いますし、DV夫だと、子どもが不登校に陥ったのは母親の教育が行き届かないためだなどと言い出しかねません。

私は国が親子は原則合わせるものだという方針で行くのであれば、国の機関である裁判所に所属する調査官は報告書を書く立場にないと思います。子どもの精神健康状態をアセスメントする中立的な第三者機関が必要です。

「父母の離婚等における子と父母との継続的な関係の維持等の促進法案」について

戒能民江

お茶の水女子大名誉教授

I 本法案についての疑問

1. 別居について

第1条（目的）父母の離婚等についてのカッコ書きでの説明

「または子を有する父母が婚姻中に別居し、父母の一方が当該子を監護することができなくあることをいう」

1) 親子としての継続的な関係が維持できない場合として、「別居」を明記していることの意味を吟味すべきである。

2) 第8条は行政の啓発活動を規定しているが、「子と父母の一方の継続的な関係を維持することができない事態が生じる」別居の要件を「子の監護についての必要な事項の取決めを行わない」場合としているが、日本の民法には法的別居概念がなく、ここでいう「別居」は、離婚手続き過程における事実上の別居を意味するに過ぎない。

別居時に、紛争が生じたり、協議することとはあるにしても、「子の監護についての取決めを行う」法的義務はない。啓発・助言の対象としているものの、民法第766条第1項の規定は別居にも類推適用されるといふ近年の裁判所の判断を先取りするものである。

しかし、民法に規定されていない事柄について、行政が「そのような事態が生じないよう」に、また、「当該事項が早期に解消されるように」、啓発活動・助言すべきとする規定を置くことは理解に苦しむ。

離婚時の取決め促進に限るべきであり、第6条だけで充分である。

しかも、第5条で、本法律の目的達成のために「必要な法制上の措置」を政府に義務付けており、早期の民法改正を促す狙いがある。

3) 「附則」の第2条（検討）が重要であり、本法律案の真の狙いはこの点にあることに留意すべきである。

検討事項は下記の3点であり、必要な場合は所用の措置を講じるとしている。

- ①離婚後の共同親権制度の導入
- ②面会交流のあり方の検討

③国内における父母の一方的な子の連れ去りへの対応についての検討

上記のうち、とくに、③に注目すべきである。国際的な子の奪い合い紛争のルールを定めた「ハーグ条約」の国内版を想定していると考えられる。また、「一方的な子の連れ去り」が具体的に何を想定しているか、「子の最善の利益に資する」という本法案の基本理念との関係で明確にすべきである。

2. 面会交流の定期的実施

本法案第7条は、面会交流を定期的を実施することによって、「親子の緊密な関係が維持されることとなるようにするものとする」と規定しているが、本条も、面会交流について「協議を行う」とする民法の現行規定を逸脱している。面会交流を実施するか否か、その回数・頻度などは協議に任されており、協議が整わない場合は家裁の調停・審判に移行する。「定期的実施」を定める本条文の法的効果について明らかにすべきである。

3. 行政の責務

第3条で国及び地方公共団体の責務を一般的に規定したうえで、第6条第2項・第3項、第7条第3項、第4項、第8条第1項、第2項と、子の監護に関する、紛争に至らない場合も含めた全局面において、国・地方公共団体＝行政の介入を規定していることの意味は何か。啓発や情報提供は可能だとしても、助言は可能か。どの機関が責務を負うのか。

地方公共団体では児童相談所が担当するのか。それは可能か。

打越 さく良

弁護士 第二東京弁護士会

全体を通しての問題点

○子の利益よりも、**非監護親の利益**が念頭になっていること

要綱にあった養育費が外れ、附則からも外れている。養育費の標準額を相当額に改めること（そのための調査研究 etc.）、履行確保こそ、子の最善の利益にとって喫緊の課題のはずである。

○**子の意思を尊重**することへの言及がないこと

子どもの権利条約を掲げながら、同条約の**意見表明権を無視**している。子の利益を掲げるのであれば、**子の意思を把握し尊重するための手続の充実**が必要である。

1 基本理念についての問題点

(1) 国や地方公共団体ではなく、父母に責任を課されていることが問題

子どもの権利条約は、**締約国の義務**を規定する。「**父母**」に責任を課すのではない。名宛人が異なる。

面会交流の実施を促進する観点からも、具体的な障害や反対を調整する作業が必要であり、そのためには**国が裁判所のハード面ソフト面を飛躍的に充実**するなど**基盤整備の責任を負わねばならない**はずである。

(2) 「原則として子の最善の利益に資

する」

民法 766 条 1 項に「子の利益を最も優先して」とあるように、あらかじめ一律に子の最善の利益に資するという前提ではなく、個別具体的な事情により子の利益を最も優先して考慮されるべきである。そうでなければ、個別の事案で、子の利益、子の福祉にかなわない、本末転倒の事態となりうる。

二 各条の問題点など

1 条 目的

- ・「主な変更点 (略) 本法案がこの判決(松戸支部判決)を後押しするものであること明確にするため」追加とあるが、個別の事案の下級審判決を「後押し」とは疑問である。事案ごと事情は異なる。(議連総会資料: 要綱と法案の比較表)
- ・「継続的な関係を保ち、その愛情を受ける」とは、面会交流だけが念頭のようなのだが、養育費は念頭にされていないのが、問題である。
- ・面会交流を直ちに実現することが、子の最善の利益にはかなわない事案もあるが、その配慮がない(→2条)。
- ・他方の親が出奔して行方不明といった家庭が「欠損家庭」かのような偏見をもたせかねない。多様な家族像があることを念頭にすべきである。
- ・子の健全な成長及び人格の形成のために必要なこととは、生活の安定(養育費/貧困からの救済(手当・奨学金 etc.)/住居の確保/親の就労 etc.)であり、安全の確保(虐待(面前 DV を含む)から免れること)であるが、それらについても配慮すべきなのに、面会交流だけに特化した法律を

先行することに疑問がある。

2 条 基本理念

- ・上記参照。
- ・面会交流原則実施論のもと、「面会交流を禁止・制限すべき特段の事情」の立証を求められる家裁実務で、子の利益にはかなっていないことが指摘されているが、このような基本理念のもとでは、一層、個別事案で「例外」の立証は非常にハードルが高くなり、子の利益にかなわない面会が強要されうる。

3 条 国等の責務

- ・調整や援助、養育費確保 etc. の責務が皆無である。
- ・たとえば、リーフレットなどを配布する程度では到底十分な援助ではない。
- ・裁判所のハード面ソフト面の拡充が必要であるが、そのような記載はない。

4 条 関係者相互の連携協力

- ・子の利益のためではなく、あくまで「継続的な関係の維持等」のためとなれば、たとえば DV 被害者支援団体などは除外されてしまうのか。
- ・DV 被害者と子が避難している場合に、避難先の住所を捕捉することに連携することなどの危険もありうるのか。

5 条 法制上の措置等

- ・子の利益のためではなく、あくまで「継続的な関係の維持等」のためというのが疑問である。
- ・調整や援助、養育費確保 etc. の責務が皆

無である。

・裁判所のハード面ソフト面の拡充が必要であるが、そのような記載はない。

6条 離婚時の取決め

・努力義務とはいっても、改正民法 766 条により既に「義務」との誤解が広がっている現状からすると、さらに義務性が強化されうる。

・当事者への支援が皆無のまま、いきなり義務化することには反対する。

DV があり、力の非対称な当事者間では、対等な話し合いなどできない。

安全が確保された状態での話し合いと調整をどう援助し促すのかの視点がなく、相手と向き合うのが危険な DV 被害者にすら義務づけるのは、過酷である。

・国・地方公共団体からの情報提供とあるが、個別の事案に沿った調整でなくいきなり「果たすべき役割」等を情報提供するにとどまるのであれば、上からの押し付けである。

・協議離婚の再検まで必要なのではないか。

・監護親が個別事情を問わず面会交流に応じることを「果たすべき役割」とするのか。

・非監護親が自己の DV や虐待が監護親と子に与えた影響を顧み改善すること、面会交流の方法、頻度について監護親と子の状況に照らして強引な要求をしないことなどは含まれないのか。

7条 面会交流及びその他の交流の定期的な実施等

・「密接な関係」

虐待（面前 DV を含む）の場合など、必

ずしも子の最善の利益に沿わない場合がある。

子の年齢や個別事情等により「密接」が相当なのか不明である。

・「努めなければならない」

子の意思等にかかわらず監護親が子に強いることが努力義務というのは酷である。不可能を強いる。

・「できる限り早期に」

まだ DV や虐待の影響が生々しいときなど、早期が必ずしも子の利益にかなうものではない。

加害者が加害行為とその影響への認識しないときその他、調整が必要である。

・何らの調整もなく、「情報提供、助言」（上からの押しつけになりがち）のみで。力の非対称な関係にある当事者間で取り決めるべきとするのは、不合理である。

・国、地方公共団体

「早期実現のため」の情報提供、助言ではなく、「子の最善の利益のため」の情報提供、助言である必要がある。たとえば、加害者には加害者更生プログラムの受講を促進するなどのことができなければならない。

子の最善の利益に沿うかのスクリーニングも必要である。

なぜ裁判所が想定されていないのか、疑問である。

8条 子の連れ去り防止等の啓発

・「子の連れ去り」悪い評価の語感があるが、個別の事案では、やむを得ず子どもを連れて行く、という実情がある。それを捨象してネガティブな評価を与えるのは避けるべきである。

- ・当事者間に力の非対称関係があり事前に対等に話し合いができない事情も捨象している。

- ・裁判所の人的物的拡充、運用の変更その他により監護者指定の早期の手續を可能にするといった手当もない。

- ・裁判所は、子の監護者指定・引渡し事案（民法 766 条 1 項（離婚前は類推適用）、家事事件手続法 154 条 3 項、審判前の保全処分家事事件手続法 157 条 1 項 3 号）にて、従前の監護の状況、現在の監護状況、父母の監護能力、子の年齢、心身の発育状況、従来への環境への適応状況、環境の変化への適応性、父又は母との親和性、子の意思等、父母の事情や子の事情を実質的に比較考量して、父母のいずれかが監護者として適格であるかを検討してきた。審判前の保全処分については、本案の審判が係属していること、本案の審判申立てが認容される蓋然性と保全の必要性が要件となる。

様々な事情を検討した上で子の福祉の観点から、父母のいずれを監護者とするのが適当かを、緻密に検討する必要がある。現在は裁判所で実施されているが、**裁判所を充実するのでもなく、検討するプロセスすら飛ばして、別居を悪と国が決めつける弊害を懸念する。**

- ・裁判所のソフト、ハード、面会交流支援機関の充実等はなし。

9 条

- ・「配慮」とあるが、安全確保などをどのように具体的な配慮をするのか、**全く曖昧。**

- ・行政窓口判断しスクリーニングする機能はない。

窓口でまず DV や虐待の立証をするのは困難であるし、救済が後手後手になる。

- ・分かりやすいメルクマールとして、保護命令発令事案でなければ DV 事案として認められない、児童相談所に保護されていないければ、虐待案件として認められない、となりうるが、どちらも**ハードルが高い。**

- ・保護命令の要件と、面会交流が子の利益、福祉に沿わない事情は一致するわけではない。

- ・「子の最善の利益に反するおそれを生じさせる事情」の主張立証のハードルが家裁実務でも一層高くなる可能性がある。密室内のこと。**物証がある事案ばかりでない。**

10 条 人材の育成

- ・子の利益のために必要な人材は、「子と父母との継続的な関係の維持等の促進に寄与する」人材だけではない。**安全を確保し、スクリーニングし、援助できる人材が必要である。**

- ・スクリーニングは行政ができない。裁判所の充実が必要である。

- ・窓口で上から目線で押しつける人材となるなら、弊害が大きい。

11 条 調査研究の推進等

面会交流の実施状況だけではなく、子の利益、福祉に沿う政策のための調査研究が必要である。そのためには、安全確保、養育費、教育、福祉にも配慮すべきである。

12 条 国の地方公共団体に対する援助

個別の事案で緻密な検討、調整が必要な

のに、国がありようを決めて各地に押しつけるのは、実情にそぐわない理念先行の恐れがある。

附則第2条

共同親権の導入は、民法を要し、法制審議会の設置と長く慎重で多方面からの検討が必要。

到底「速やかに」では足りない。

居所指定は、DV被害者が子どもを連れて安全に出て行くことを禁止制限する方向へ働くのか。

「充実した面会交流を実現するための制度及び体制の在り方」とあるが、回数がひんばんといったことが充実ではない。子の利益に即した面会交流を実現するための制度及び体制であるべきである。

子どもの安全を守れない面会を進める法律に反対です

高田昌代

神戸市看護大学教授（助産師）

DVや児童虐待があった場合に加害親との面会で子どもが被るリスクは、以下の理由により「特別の配慮」などでは防げないことから、法案を撤廃することを提案します。

1. DVがあったことや児童虐待があったことは、離婚の時点ですべて明らかになっていないならないため、DVや虐待があったかどうかの判断は困難を極めます。DVや子ども虐待が「ある」ことが証明できる

ことはあっても、DVや虐待が一切「ない」ことを証明する方法はないからです。児童虐待・DVがあったことが証明されていない場合でも児童虐待やDVがなかったとはいえない以上、児童虐待・DVがあったとしても現法案では原則通りに面会させられることから、面会交流の原則論は廃止すべきです。

離婚時にDVが理由で離婚する場合、高葛藤な状況にあることは明らかですが、DVがあったとしても被害者はそのことに気づいていない、気づいていても言わない方が賢明だと判断している場合があります。子どもが、別居親から児童虐待があったことを他者に話すことについても同様で、話せない・話さないことは少なくありません。たとえば、親から性暴力を受けていてそのことを言ってはだめだと言われている場合などは他者に話せないだろうことは容易に想像できます。また、虐待があったことを言うことで、後日自分に降りかかってくる危険（暴力）を考えて言わないことを選択する子どももいます。

このような子どもの場合には、現在の法案では第9条にある特別の配慮に該当せず、国の強制力によって面会を強制されてしまいます。しかし子どもの意志に反して強制する権利は国にはありません。本法案は子どもの最善の利益に資するものではないといえます。

2. 子の最善の利益を尊重するためには、子どもの判断を聴くべきであり、その聞き手は専門家が登用されるべきです。

親の離婚後の子どもの気持ちを聴くには、現在の調査員ではその専門性を有して

いないことが問題とされています。子どもは親の離婚や面前DV・児童虐待などによって傷つき、そして加害親に支配されていることが少なくありません。子どもは、自分の気持ちがわからなかったり、大人の意向に沿おうとしていたりなどのことがあり、子どもの反応は一様ではありません。表面上の言動だけで判断することなく、その奥にある子どもの本当の意志・希望を理解し、確認するには高度の専門性が要求されます。さらに乳児など話ができない年齢の子どもたちにも意思があることは、私の日常の対応から感じています。言葉が話せないだけあり、こちらの話しかけや触れ方によって快・不快の意思のサインをだします。このような乳児など意思を言語で表出できない子どもの意思を確認するにも高い専門性が求められます。言葉が話せない子どもの意思を確実に判断できないのであれば、大人が勝手に押し量ることなく、確実に意思を判断できるまで待つことが子どもに対する尊重であり、それまでは面会を強制するべきではありません。会いたくない子どもの権利も認めるべきです。

御池心理療法センター
代表 平井 正三
セラピスト

私は、「親子断絶防止法案」に多大の危惧を抱きます。この法案は、「親子の面会交流は子どもの福祉に資する」という前提に立っています。こうした前提は、成り立つとは限らないどころか、親との面会交流

が大きな心理的負担になっている子どもさんの存在を無視することは、子どもの福祉を最優先するという子どもの権利条約の精神にも反します。別居親が子どもと面会交流を求める心情は理解できますが、必ずしも子どもが親との面会交流を求めているとは限らないし、親の思惑とは別に、子どもにとっては親が脅威になっている場合も少なくありません。面前DVなど虐待状況にあった子どもの場合、そうした可能性が大いにあり、えてして加害者である親はその自覚がないことがあります。

私は、臨床心理士として、別居や離婚状況にある多くの家族や子どもと関わってきた経験から、子どもの面会交流を拒否する意思を尊重せず、面会交流を押し付けることは子どものメンタルヘルスに大きな悪影響を与えかねないと断言できます。したがって、子どもに面会交流をすることを強制する可能性のある法制化に反対します。

親子断絶防止法案」制定への 反対声明

NPO法人子どもの心理療法支援会

私たちは、子どもの心のケアの専門家として、「親との面会交流が子どもの情緒発達の最善の利益である」

という考えに立つ親子断絶防止法案の制定に反対します。面前DVも含め、虐待を受けた子どもの多くにとって、そうした心の傷を与えた当事者である親との面会交流はメンタルヘルスを脅かすような過重なストレスを子どもに与えかねません。

また、子どもの意思を尊重し、面会交流に関しても子どもの拒否の意思も大切に
する法制化を望みます。

面会交流支援の現場からの報告と法 案に対する意見 弁護士 A

1 地方都市の面会交流支援の現状

面会交流を仲介する第三者機関がないため、離婚等の事件を受任した弁護士である私が、事件進行中には事件に関連する事柄として、事件終了後は、相談者の窮状を放置出来ず、必要性に迫られて、手弁当で対応している状況（法テラスの民事法律扶助については、実際の面会交流の「実行のため」の支援についての弁護士の費用援助制度はない。）です。

2 面会交流がスムーズに行われない要因

面会交流がスムーズに行われていないのには、何らかの要因がある、要因を排除し、円滑な面会交流を実施するためには第三者の面会交流支援は不可欠

子どもの両親が離れて暮らすことになったのは、それに至る、何らかの「要因」があるからです。その後、離れて暮らしている親同士の面会交流が、親同士の直接の連絡により、スムーズに実施出来ているケースは、「要因」がうまく解消されているケースと思います。しかし、その「要因」はいつ再燃するかわからない危険を孕んでいます（当事者間の面会交流調整のやりとりのライン通話やメールを見る機会がありますが、ハラハラするやりとりの連続で、一触即発な感じを受けます。）。親同士の直接の連絡により面会交流が実施されてい

いのは、何らかの「要因」が残存しているからではないかと考えます。その「要因」は何なのか、その要因の分析と、その要因の排除と要因の分析に基づいて面会交流の実施が子どもの福祉にかなうかどうか、慎重に判断しなければなりません。個別のケースに応じた丁寧な判断が必要となります。「面会交流は子の福祉のためになる」と単純に判断することは、断じて避けなければなりません。

3 実現困難な取り決めにより、苦しむ親と子ども

面会交流は、子どもの福祉にかなうとして、親の間に何らかの「要因」が残存していても、実現が困難となる「要因」を残したままに、面会交流の合意や審判が既になされています。無理な取り決めがなされるため、面会交流の実施に第三者の支援が必要になる状況が発生し、私などがやむを得ず手弁当で対応せざるを得ない状況が発生しているのです。

4 親の「葛藤」の中に巻き込まれた子どもは・・・

面会交流の実施がスムーズになされていない場合、双方の親の意向が反対方向に向いており、イメージとしては、「互いに外側に回転している歯車の真ん中で子どもがすり減っている」という状況と想像しています。それを子どものためにうまく潤滑油を入れて回転させるように、要因を分析、排除し、第三者としての支援者が尽力する必要があります。

しかしながら、面会交流支援の現場は相当な困難を抱えます。なぜなら、別居・離婚に至っているには、前述のように何らか

の「要因」があり、その要因を双方の親の話し合いで解決することが現実的には困難だったからこそ、両親は別居や離婚を選択しているのですから。

両親が互いに「要因」を抱え続け、「葛藤状態にある」場合、面会交流の実施を強いられると、子どもは、互いの葛藤に巻き込まれて、さらにすり減る危険があります。子のための面会交流にはなりません。そこで、支援者は両親の葛藤状態の解消を目指しますが、双方の親の「子どものため」の思いを「一致させるの」は、容易ではありません。「言うは易し、行うは難し」です。そもそも「何が子どものため」か、という見解自体が、双方の親で相当異なっていますから。

5 面会交流支援の具体的な困難対応例

子どもが親の「葛藤」に巻き込まれずに面会交流を実施するためには第三者による支援が不可欠です。＜面会交流支援は、面会日の調整と面会日の子どもの受け渡しという機械的な作業＞ではなく、「そもそも相反している状態にある」双方の親の意向を受けての調整であり、子の安心・安全に配慮した支援です。

ある程度の専門性（子の心理や成長発達過程への理解、法的な理解等）と労力が必要な支援です。

しかしながら、現実の支援の現場は、様々な困難に直面しています。実際に支援をしたケースで、困難さを感じたものを報告します。

(1) 面会親からの連絡は、頻繁である

現実的に子どもと暮らせていない親の子どもを心配する気持ち、子の状況を常に把

握しておきたい気持ちなど、焦燥感は理解できる部分もあるが、支援者の都合や監護親の都合を考えないような頻繁な連絡に支援者が疲弊することが多くあります。

電話での対応は、電話が長時間になり、やりとりの確実性が担保できないので、差し控えており、ファックスでの調整対応としているが、回答が遅いからと頻繁な電話連絡や、メールやラインでのやりとりを強要するような例もあります。返答が遅くなると、他所にクレームを入れて、そちらに対応しなければならないような状況です。

電話で対応した場合には、全て録音されていると考えて対応する必要があります。言葉尻を捉えて、非難される場合もあるためです。弁護士として仲介しているケースは、純粋な第三者的な立場ではないことも影響しているとは思いますが。

(2) 双方の親の意向を正確に把握することの困難性

連絡内容が一方的で趣旨が不明なものもあり、返答に苦慮することも多く、確認を求めますが、互いにかみ合わないケースが多いです（だからこそ、別居や離婚に至っているのですけれど。）。そのため、調整には限界があります。

(3) 面会交流の際の要求が増加するため対応に苦慮する

月1回の面会交流との取り決めがあっても、頻度を増やすように、時間を延長するように、宿泊付きにするように等、子どもの事を思う気持ちや焦りからか、要求が増えて来るのが常です。その調整は困難を極めます。子どもの行事等がある場合に、行事予定を事前に伝えて欲しい、行事に参加

させて欲しい、成績表を送付して欲しい、子どもの病気の時には病名等を即時に伝えるようにとの要求があります。それを監護親に逐一伝えますが、調整は難しく、また、面会親への説得も難しい状況になります。

(4) プレゼントの受け渡しなど

監護親は誕生日やクリスマスに限定しての送付や子どもの意向を確認してからの送付を望むが、面会親は面会交流の毎のプレゼントの受け渡しを希望するなど、例えばプレゼント一つにしても、その調整が大変です。一方的に送りつけてくるという方法に出られることもあり、対応を余儀なくされています。プレゼントに関しては、GPSや録音機等を仕込まれていては困るのではないかと、監護親が心配することも多く、細かく開封して確認するなどの対応を余儀なくされています。

(5) 緊急時の対応について

年末・年始など、事務所が留守の時には、「自分が事故や病気になった時や祖父母が危篤の時に、子ども達と連絡がとれなかったら、どうするのだ、緊急時にも対応できる連絡先を教えろ、自分の緊急時に子ども達と会えなかったら、責任を取ってもらえるのか」などの要求もあり、双方の緊急時の対応についてもある程度備えておく必要もある。しかしながら、24時間、365日対応は難しいのではないかと思います。

(6) 子どもの受け渡しの際の安全対策について

面会交流を嫌がる子どもを面会親が焦って追いかけて、それにびっくりした子どもがさらに逃げ出して、危うく、交通事故に遭

いそうになったこともあり、受け渡しの際の安全対策を講じる必要性を痛感します。

(7) 当日になって面会交流日に変更になる場合の対応

子どもの急な体調の変化により、面会交流の実施が出来なくなったり、雨のために面会交流場所が変更になったり、面会日前や当日にもやりとりが発生します。子どもの急な体調の変化による変更を連絡すると、後で「本当かどうか確認したいので、診断書を提示しろ。」と求められた案件がありました。

(8) 監護親になっていないことに納得していないケース

面会交流の際に、自らに有利な情報を得ようと、子ども達から、生活状況を事細かく聞き出したり、（特に、監護親の素行を聞き出します）、その発言を録音録画するなどされることがあり、面会により子どもが萎縮してしまう、子どもがたまたま子ども同士の事故で怪我をしていた場合、写真撮影されて、虐待を疑われる、子どもが面会交流に着ていった服や持っていたおやつが気に入らなく、その事に逐一苦情を伝えてくるなど、面会交流の場が、必ずしも子どもと面会親との交流の場になっていないのではないかと思う案件もあります。

(9) 面会交流で得た情報に基づき、次々と家庭裁判所の申立が続く

裁判所から強く言われて、面会交流を実施したが、子ども達から、生活状況を事細かに聞き出し、それを根拠として、「親権者変更の申立」をされた、面会交流の取り決めを頻繁なものにするために申立がなされた等、家庭裁判所の手続きが毎年のように

に繰り返され、その対応に監護親が疲弊しているという案件もあります（度重なる法テラスの民事法律扶助の利用により、弁護士費用の負担が膨大なものになった、有給休暇のない非正規の仕事のため、調停出頭のために仕事を休まざるを得ず、その分給料が減ってしまった、度々裁判所に出向くことで精神的にも肉体的にも疲弊してしまった等）。

新たな手続きが申し立てられる度に、子ども達は、今後、監護親と離れて生活することになるのではないかと、不安に陥っていました。

（まとめ）

面会交流支援が必要となるのは、まず、面会交流が子どもの福祉にかなうものとして、親同士の葛藤を残したままに、実現が困難な無理な取り決めがなされることがそもそもの原因です。ですから、まず、面会交流につき、無理な取り決めがなされたり、実施を強いられたりしないことが子どもを守る上で、重要です。しかし、今回の法案により、無理な取り決めが強要され、実施を強いられることが想定され、子どもの福祉に沿わない結果を招来する危険があります。まず、そのような運用が横行しないようにする必要があります。

もし、両親の間に葛藤がある事案で面会交流を実施するのであれば、子どもを守るために、行き届いた面会交流支援は不可欠です。しかし、面会交流支援は、多方面の専門性と多大な労力が必要な支援です。私は、自らの善意でこれまで何とか、なんとか支援を行って来ましたが、これを続けることは、困難であると思っています。善意

の支援は長続きしませんし、支援を得られない親や子どもの苦境は放置され、子ども達の傷は広がっていきます。回復し難い傷です。

ひとり親の貧困率は、50%を超え、ひとり親は経済的にも、精神的にも、肉体的にも疲弊しています。ひとり親家庭が「親子断絶防止」という新たな課題を背負い、親同士の葛藤の要因を残存したまま無理な面会交流が強いられる結果となる危険があり、法案には反対です。また、全国統一的な支援体制の構築の具体策すら欠くものです。子どもが親同士の葛藤の中で苦しむ姿を想像して頂きたいです。

「父母の離婚等の後における子と父母との継続的な親子関係の維持等の促進に関する法律案」への意見 手嶋昭子 京都女子大学法学部

本法案の第一条では、子と父母との継続的な関係が、子の健全な成長及び人格の形成のために重要であると謳われていますが、本法案では、子と父母との継続的な関係がもたらす負の作用の重要性については、適切な配慮を欠いており、専ら正の作用のみを取り上げ、親子関係の片面的な理解に基づいて作成されているように思われます。虐待・DVが子にもたらす深刻な影響は言うまでもありませんが、本法案は、子の安全を守るための方法として、第9条に具体性を欠く規定を一条置いているに止まり、「子の最善の利益の実現」という最も重要な目的に照らしたとき、極めて不十

分な構造になっていると言わざるを得ません。

現行法下において親権停止が認められるような虐待やDVがなくとも、精神的に子を蝕む親子関係は少なくありません。幼いためにそのような家庭から離脱する方途を持たない子どもたちや、精神的暴力の影響で自立する力を育むことができず、そのために成人しても侵害的な親のもとに縛り付けられている若者たちなど、親子関係の実態は、人々の想像をはるかに超えて深刻です。現在、実際にDVや虐待の事実があるにもかかわらず、裁判所によって面会交流が命じられる事例が少なくないという状況を考えるとき、この法案が成立した場合

「子の最善の利益」ではなく、非監護親の利益が最優先されるのではないかという危惧があります。子の安全を守るため、虐待・DVの事実の有無を調べる調査方法や判断基準の精緻化、明確化が先決です。

真に「子の健全な成長及び人格の形成」に資する面会交流であるならば、その実現が望ましいのは当然ですが、親子の問題に真剣に向き合うならば、掲げるべきは「親子の継続的関係の維持」ではなく、「子の安全・安心を保障する養育環境の確保」ではないでしょうか。

榎木京子 博多ウイメンズカウンセリング

相談の現場では、保護命令が出るようなDVはもちろんのこと、精神的暴力や社会的暴力などで精神的に追い込まれ避難や離婚をする母子が多くいます。

精神的暴力は外傷がないので外部からはわかりませんが、相談に訪れるDV被害女性の多くが離婚後も精神的暴力の影響で苦しみ、生きづらさを抱えています。

子どもも同様で、父から離れた後も精神的暴力の影響は発達や人間関係にも及ぶなど多大で長期間に及んでいます。

そのような現実がある中で、離婚後に強制的な面会交流を実施することは、子の健全な成長につながりません。

また子の居所を指定すれば、離婚後安全に暮らしている母子から安全に暮らす権利や生活を奪い、精神的に追い詰めることとなりますので、決して良い結果は得られないので、これは止めて欲しいと思います。

父母の離婚が安全な状況で行われるのであれば、法律で子の居所を指定せずとも、離婚の協議で充分解決できる問題だと思います。

面会交流や共同親権に関する法律を定めるのであれば、DV被害当事者や子ども支援に関わる人や機関、DVの専門家などの意見や現状について広く十分な調査や議論を尽くした上で決定すべきです。

そして現在の一番の問題になっている養育費についても同様に十分な議論がされるべきだと思います。

そういった調査や議論が尽くされない状況の中で、現在のこの法案には反対します。

鈴木江三子 兵庫医療大学教授

親子断絶防止法案の内容には、怒りしか感じません。

1. 子どもの人格は、両親がそろっていないと不健全でまっとうな人としての人格ではないというこの暴言。私の実施した調査結果では、児童虐待の加害者家族の半分は両親がそろっている家族です。児童虐待を受けた子どもの自己肯定感の低さは、非社会的行動へとつながる危険性も高くなります。

子どもは、親の数ではなくて、親の質です。ひとり親であっても、親がしっかりと子どもを養育すれば、子どもは健やかに育ちます。

この法律は、両親がそろっていないと駄目だという旧態然の思い込みの古い化石の様な考えでなりたっています。こんな法律がまかりとおると、DVから逃れようと計画をしている女性（男性もいるかもしれませんが、多くは女性）、または、新しい人生を選択しようと悩んでいる人の気持ちを抑圧します。

2. 妻へのDVには、決して少なくない数の子どもへの性暴力が隠れている現実があります。

なので、同法に書かれている、「子どもへの愛情」の文言は、思わず気持ち悪いと思わされました。この現実を全く理解していない人の作った法律案です。

3. 夫婦が離婚をすると決心するまでには、夫婦間の暴力（言葉、実際の身体的暴力）が存在しています。だから離婚するんですよね。子どもには直接の暴力が向かわなくても、子どもは夫婦間の諍い（いさかい）を聞き、見ているわけですから、十分に傷ついています。

子どもにとって最も重要なのは、安心して心身ともに自分を解放し、夜間も居心地よく休める家庭環境です。それには、子どもを引き取った親が、穏やかに暮らすことです。

離婚後も、定期的に子どもと面会をもつことが子どもの全うで健やかな人格形成だというのは、アメリカ映画の見過ぎです。妄想です。

以上、児童虐待と子どもへの性暴力の研究を長年続けてきた私の意見です。

本当に腹が立ちました。

鈴木 朋絵 弁護士

第6条の書面による取り決め努力義務条項は、面会交流の最適な姿を一定期間の試行的面会交流の中で頻度や場所方法を確認する作業が必要なことの多い実務と大きく隔たっています。

また、発達段階に応じて同居親とは別個の人格を明確に形成していく、子どもの意向の尊重についての配慮が明記されていません。

DV被害や虐待などへの特別の配慮として第9条が設けられてはいますが、DV被

害があれば「子の最善の利益を害する」とは定められておらず、「子の最善の利益のおそれを生じさせる事実」の判断要素の1つとされているにすぎません。現在の家裁の実務傾向ではDV被害があっても、それが仮に子どもの前で行われたいわゆる「面前DV」であったとしても、子どもに対する直接の暴力の立証ができなければ面会交流実施を命じるまたは同調圧力をかけるという状況にあります。そのために面会交流の中でDV被害者にさらなる被害が現実には発生しています。同条によってDV被害の再発を防止することはできません。

DV被害者が証拠確保も間に合わずに緊急的に避難することが多い中で、後遺症的な精神障害は確認されたというケースもありますが、第9条では同居親の病気や障害に対する配慮は記載されていません。何より配偶者暴力防止法及び同法下で蓄積されてきた支援行政よりも優先されて適用されることはないと明記されておらず、DV被害者支援と矛盾しないという点をはっきりしていない同法案には大きな問題があります。

友田明美

福井大学子どものこころの発達研究センター

「父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持の促進に関する法案」についての私の意見を述べさせていただきます。

私はこれまで、性的虐待や厳格体罰、暴言虐待、面前DVへの曝露がヒトの脳に与える影響について研究を積み重ねてきました。特に、本法律に大きく関わる内容として、両親間のDVを目撃したことによる脳への影響について述べさせていただきたいと思います。私たちの研究では、DVを日常的に目撃した子どもは、目で見たものを認識する脳の“視覚野”の一部が委縮する傾向があることを突き止めました（図1）。視覚野は、視覚を司るところで、知能や言語能力にも影響を及ぼす脳の領域です。また、脳が最も影響を受けやすい時期は11～13歳であり、身体的な暴力よりも怒声や暴言の方が、より子どもの脳に深刻な影響を与えることも分かっています（図2）。つまり、直接暴力を受けなくても、見ているだけ、もしくは聞いているだけで、甚大な影響を与えるのです。そして、それは子ども時代だけに終わらず、思春期・青年期・壮年期にまで及ぼします。乳幼児期は、養育者との安定した情緒的絆を築いていく時期ですが、この時期に愛着対象である養育者（例えば母親）が、父親から暴力を振るわれると、子どもは恐怖感や混乱、無力感を抱くこととなります。そし

て学童期では、自尊心が低くなり、不登校や怠学などの行動上の問題として表れたり、親密で対等な対人関係を結ぶことが困難になるなど、社会性の問題を抱えることが多くなります。そのまま適切なケアがなされず思春期・青年期になると、非行に走ったり、自己破壊行動に及ぶという悲劇的な末路をたどることにもなりかねません。DVの目撃が、成人後もさまざまな精神的疾患という形で影響が現れることも分かっています。もちろん、脳には“可塑性”といって、回復力が備わっていることも明らかになっています。できるだけ早い時期に、適切な支援を受けることによって子どもの脳は回復するのです。しかし、加害親との接触は、たとえ暴力暴言が起これなくとも、子のトラウマからの回復を妨げること、また適切なケアを受けても相殺してしまうほど有害な場合があります。ですから、将来を担う子どもの健全な発達を守るためにも、本法律の施行には議論を重ね、慎重に検討する必要があると思われま

す。虐待は、たとえ死に至らなくても深刻な影響・後遺症を子どもに残し、過酷な人生を背負わせることとなります。面前DVを見て育つということは、暴力の恐怖におびえて育つということだけでなく、支配—被支配という関係性が成り立っている誤った環境に子どもが順応し、その方法を身につけることだと言っても過言ではありません。面前DVが子どもの脳とところに与える影響をより深く理解していただき、子どもの安心と安全を守るという言葉を、より具体的に検討していただけることを切に願います。

図1

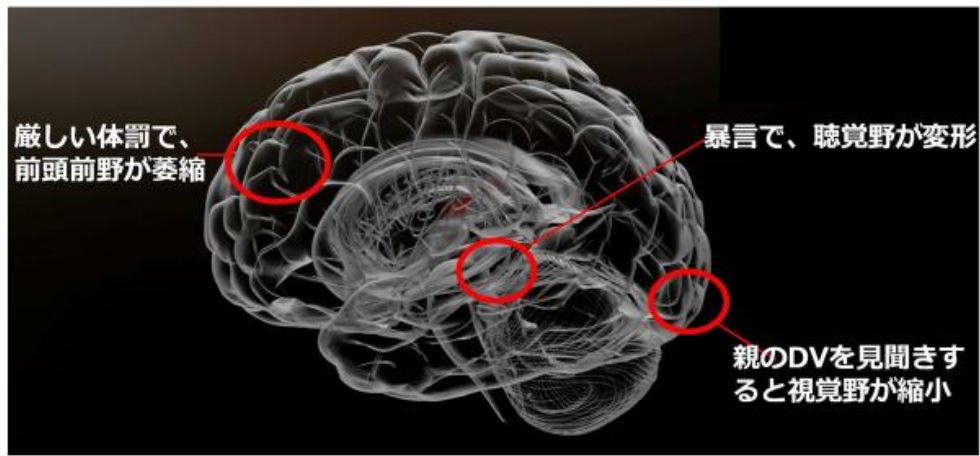
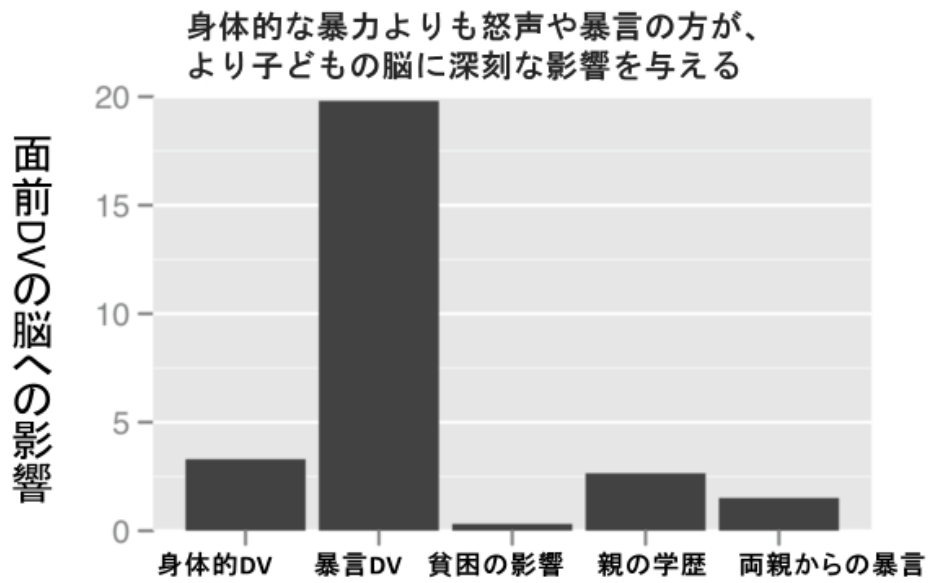


図2



有園博子

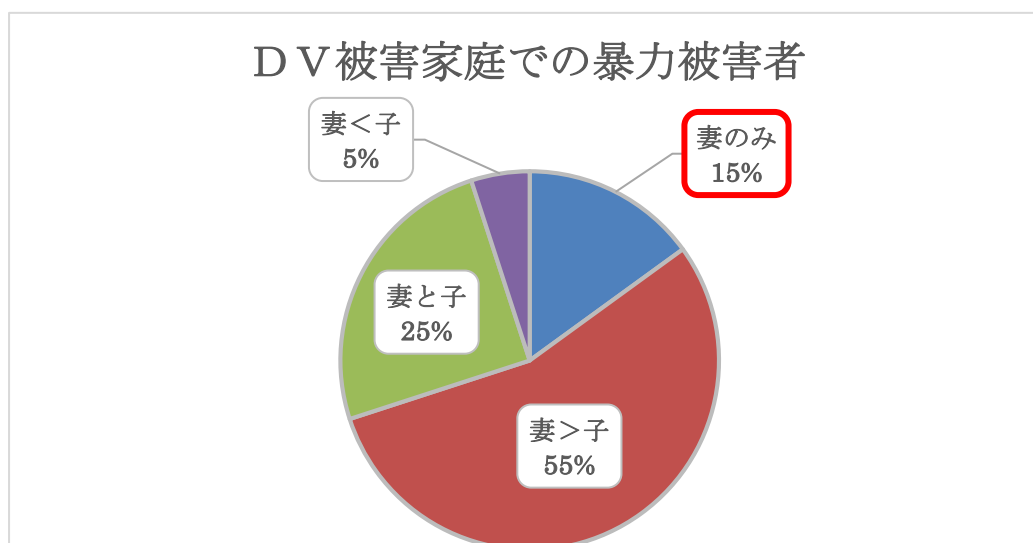
兵庫教育大学大学院教授

臨床心理士・精神保健福祉士

心理臨床上の知見より、以下のことがわかっている。

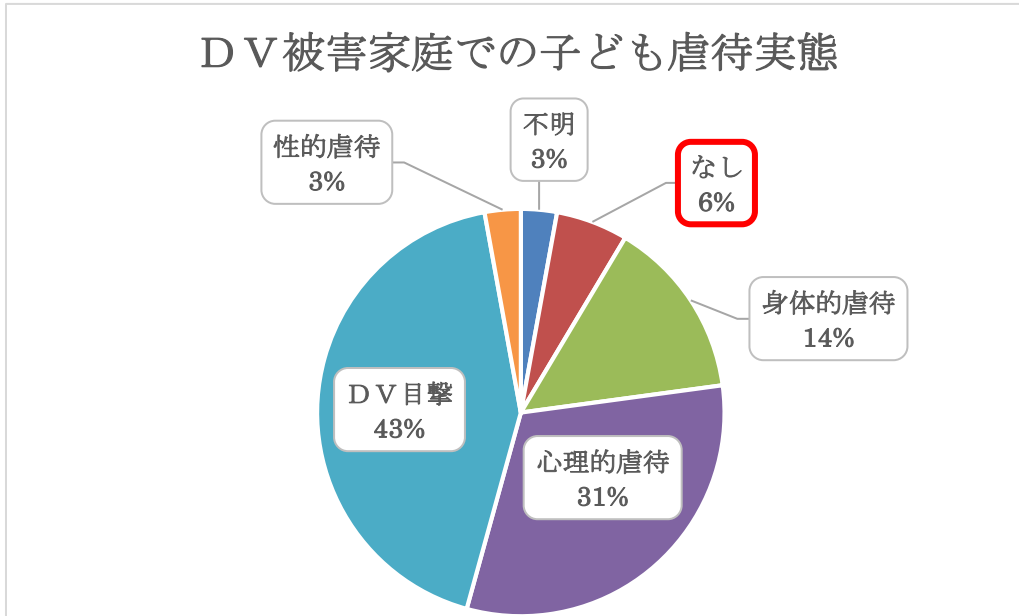
(行政の公的支援機関によるDV被害者支援を一定期間継続的に受け、暴力から避難した経験のある家族への実態調査：H27年3月「神戸市配偶者等暴力(DV)対策基本計画(第3次)策定のためのDV被害者支援機関利用者への聞き取り実態調査」報告書より)

1. DV被害家庭では、暴力が妻のみにならず、子どもへの暴力(子ども虐待)も同時に起こっていることが多い。

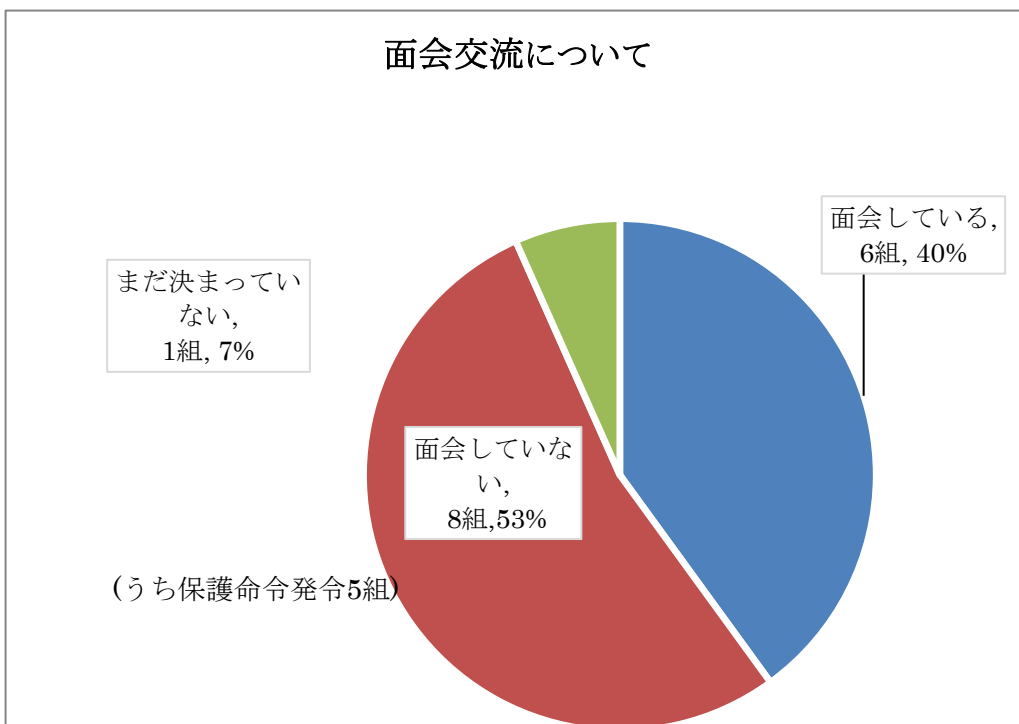


2. DV被害家庭での子ども虐待は、「DV目撃(=面前DV)」と「子どもへの心理的虐待」とで70%以上を占める。

<暴力による解決方法を学習している子ども>は、日常生活でも暴力による解決手段を用いやすい(暴力の再演)。したがって、DV被害家庭の子どもの暴力被害による影響性の判断と、子どもへのケアの実施が同時的になされることが必要である。



3. DV被害がある家族の面会交流実態



- ・ 保護命令が出た5名は、全員が面会交流を行っていない。
- ・ 加害者と同居時に、子ども虐待がなかった者は1組2名のみ。
- ・ 子どもが面会交流を拒否5組。

4. 面会交流に関する被害当事者の意見（一部抜粋）

（困った点、改善してほしい点）

- ・ 双方で話し合っ面会日を決める約束だったが、夫の都合で決まっている。

- ・ 夫が直接子どもの携帯に電話をしてくるので、調整に苦労している。
- ・ 保護命令が出ていたが、避難後も夫が子どもの中学校の周りをうろついていた。家庭裁判所ではこれをしない約束とった。その後、子どもは嫌だと言っていたのに父親と合わせる方針で試行面会をすることになった。

(面会交流をしている子どもの様子)

- ・ 中学生の子どもは、母親が父親から暴力を受けたことは理解している。小学生の子どもは、暴力のことを知らない。小学生の子どもは、父親のことは好きで、面会を楽しみにしている。
- ・ 中学生の子どもは、高校や大学の費用を父親に出してもらおうと、会った時をお願いしている。
- ・ 中学生の子どもは面会交流時の父親の様子を見て「もう会わなくていい」と言うので、以後会っていない。

以上より、離婚後の子と父母との面会交流では、「特別な配慮を要する」子ども虐待やDV等があったもしくはその可能性があった家族では、①親子の暴力被害の影響を評価できる中立的な専門家の判断を基にして、慎重かつ特別な配慮がなされる必要。また、②子ども虐待やDVなどの暴力があった家族の面会交流を可否の判断基準の明確化がなされること。その上で、長期にわたり将来的にも子の福祉に資するかどうかを踏まえて、面会交流の適否の判断がなされる必要があると思われる。

子どもの目線で「家族」を考えて

弁護士有志作成

別居親との関係継続で利益を受ける子もいるが、害を受ける子もいる

1. 家族の関係は多様だという現実―

抽象的な「子」はいないし、抽象的な「親」もない。現実の家族の関係は多様である。「その子」が面会を拒否するのは、「その親」が危険だからかもしれない。監護親が面会に抵抗するのは、「その子」を守るために「その親」と別居したからかもしれない。「別居親との関係継続が子どもの利益」と一般化したら、有害な関係から「その子」を守れない。

2. 子どもの生命と健康な発達を守るために―

1) 安全第一原則

親による監護も親との面会も、子どもにとって安全安心でなければいけない。

2) 養育監護の安定性継続性

子どもは慣れ親しんだ養育監護を安定継続して受ける利益（必要）がある。

3) 子どもを中心に据える

安心できる環境で信頼できる大人にむけて表明した子どもの声を尊重する。

3.別居親の関係継続のメルクマールは一親どうしの激しい争いと子どもの拒否。

親の争いはそれ自体子どもには耐え難い苦痛。離婚別居は、親の争いを見せられてきた子どもには、ようやくの解放と安堵を得るできごとでもある。

離婚、親権者監護者指定、面会交流まで裁判になるほどならば、親の争いは相当に激しい。父母の激しい争いの陰には、DV 虐待など、子どもと監護親の安全安心を脅かす危険も含まれている。

そんな父母の間を行き来させられることは、子どもにはエンドレスの大きなストレス。子どもの心理学的発達を害するうえ、子どもが面会交流を激しく拒否ようになることも多い。

「子どもの利益」のためには、親どうしの争いが収束し、子どもが「会ってもいい」というまで、別居親の関係は待つべきだ。

「法律案」はこう修正するべき

1.法律案の目的・理念の前提＝「別居親との継続的な関係を維持することが子どもの利益」

●こんな経験則も科学的研究知見も存在しない。

●目的・理念の前提は、**別居親との関係継続で利益を受ける子もいるが、害を受ける子もいる**に置き換えるべき。

●そうしないと、1) 子どもの安全安心、2) 養育監護の安定性継続性、が害され、3) 子どもの拒否は無視されて、「会いたい」別居親を中心に据えた親子法になってしまう。

2 目的

●**別居親との関係継続で利益を受ける子もいるが、害を受ける子もいる**ことに鑑み、子の利益に資することを目的として、離婚後の子の監護に関する理念とその確保のための方策を定める。

3 理念

●**別居親との関係継続で利益を受ける子もいるが、害を受ける子もいる**、子の利益を守るためには、子の安心安全、養育監護の安定性継続性を確保し、子の意思心情を最大限尊重する必要があり、父母と国はその実現について責任を有するという基本理念のもとに、離婚後の子の監護を支援する。

4 国・地方自治体の責務

- 国) 理念にのっとり、離婚後の子の監護の支援施策
- 地方自治体) 同上の努力義務

5 面会交流の取決め

- 父母は、離婚に際し、民法766条1項の事項を協議して定める。ただし、子の意思心情、成長発達に応じて、協議内容は随時変更しなければならない。
- 国) 前項の協議に必要な情報提供、相談等の支援を行なう
- 地方) 同上の努力義務

6 面会交流の実施

- 父母は、面会交流を合意した場合でも、その実施により子に不利益を生じるおそれが出た時は、子の利益を保護するため、適宜実施を持合わせるなど、子の養育監護に協力する配慮義務を負う。
- 父母は、面会交流を開始するときは、その実施が子の利益が害さないよう配慮する義務を負う。

7 啓発

- 子の養育監護、養育費の支払い、面会交流など、子の監護に関する事項が、子の利益のために、子を中心に据えて理解され、協議され実施されるために必要な啓発、相談、情報提供をする。

面会交流等において子どもの安心安全を考える全国ネットワークは、「父母の離婚等の後における子と父母との継続的な関係の維持の促進に関する法案（未定稿）」に危機感を抱いた全国の弁護士や研究者、女性団体等のメンバーで構成されています。

連絡先 : an.an.menkai@gmail.com
